

また、16ページの確定拠出企業年金ですけれども、ここで出されております限度額の引上げ、あるいはマッチング拠出等に対しては私どもとしては、確定給付から確定拠出への移行ということも含めて基本的には反対してきた立場です。先ほど言いましたように、日本の従来の企業年金は、退職一時金を横倒ししたものであり、それはまさに賃金の後払いということですので、賃金の後払いである企業年金を確定拠出に移行することについては反対です。全く新しい確定拠出という形でつくるということであれば、検討の余地があると思いますけれども、従来の確定給付型、いわば賃金の後払いという性格のものを、運用の結果でしか年金額が確定しないというものにすべきではないと考えます。そのような観点から、現時点での拠出限度額の引上げについては慎重に考えるべきであると思っております。

そして、もう一つは、マッチング拠出の問題について、現時点では認めるべきではないと思います。マッチング拠出をする、いわゆる従業員が拠出することをどう位置付けるかによって、変わってくると思います。これは年金か貯蓄かという論点もありますけれども、そもそも企業拠出されている分も、賃金の後払いありますので、そのような性格から言って、賃金の後払い分を積み立てて年金として、将来受け取るということになります。それに従業員が更に自分の賃金を積み増しすることについて、もう一度きちんと整理する必要があるだろうと思います。そういう観点からして、現時点でのマッチング拠出については実施すべきでないと思っております。

少し長くなりましたが、18ページにあるその他の問題についてです。税制適格年金制度を、10年後に廃止するということで、特に中小企業では適年を解散・廃止するという動きがあります。その受け皿として、中小企業退職金共済に移しかえるということが可能になっておりますけれども、その場合の受入れ限度額に一定の制限があります。しかし、適年で積み立てている水準がすべては中退金に移行できないという問題があります。年金の受給権の確保という観点からすれば、その中退金の受入れ限度額の引上げが必要ではないかと思っています。以上であります。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。質問の部分は最後にまとめますので、翁委員、よろしくお願ひします。

○ 翁委員

まず、厚生年金基金に関しては、いろいろな問題が免除保険料率の凍結ということを通じて出てきています。厚生年金基金の財政の健全性を回復するためにも、凍結を解除することが非常に急がれるべきではないかと思います。それから厚生年金本体との財政の中立性というのが全く確保されておらず、本体の利回りと基金の利回りの間で発生する利差損といったものも反映されていないので、それぞれの基金の事情とは無関係な形でいろいろなコストを負担せざるを得ないという状況になっています。その意味でも、負担分も免除保険料率に反映させ、個々の基金によって変わる年齢構成等の事情についても対応できるような制度を考えしていくことがまず重要ではないかと思います。

それから、確定給付年金の通算制度についてですけれども、今の日本の雇用の流動化や多様化の流れを考えますと、中途脱退者についても、一時金を将来年金として受給できるような仕組みを考えいくことが必

要なのではないかと思います。厚生年金基金連合会は、もともと厚生年金基金のいろいろな通算等のためにできたものですが、これだけ企業年金が多様化しているわけですから、そういう経験や実績を活かして、確定給付年金についても対応できるような組織に変えていくことが必要なのではないかと思います。

それから、支払保証制度の問題ですけれども、アメリカのP B G Cを調べたことがあるのですがこの制度は、設計を間違えると、ものすごく基金にとってコストの大きいものになりかねないという問題を持っています。アメリカでもこの危機は、第2のS & L危機と言われたほど大きな問題です。アメリカは公的な仕組みで実施していますので、日本とは少し違うんですけれども、いずれにせよ、まず健全性の確保のために重要なことは、企業年金制度の設計や人事制度といったものは、経営スタンスそのものですから、やはり市場に対してそういうものをきちんと開示していく、それによって規律付けされていくことが重要だと思います。また、確定給付ですから早期に正の仕組みをきちんと付けていくという設計が非常に重要なのではないかと思います。仮に、そういう制度をつくるにしても、保険料をリスクに応じて可変化するというような対策をとっていかないと、非常にコストの高いものになりかねないので、その設計は気をつける必要があるのではないかと思います。

それから、確定拠出年金についてでございます。私は公的年金が徐々にスリムになっていく中で、拠出限度額を引上げ、税制上の優遇措置をもっと広げていくという形で、確定拠出年金を広げていくことは重要なのではないかと思っております。

こういった観点は、資本市場全体にとっても意味のあることだと思いますし、多様な確定拠出型年金などを通じた形で、株式市場に資金が長期のタームで流れていく形をつくっていくことは、金融市場の観点からも非常に重要なのではないかと思っております。以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは渡辺委員。

○ 渡辺委員

私自身も、今の企業年金を取り巻く環境は、3年連続マイナス運用という、非常に厳しい、ある意味では異例な状況だと思います。そういう意味から言いますと、先ほど岡本委員からも発言がありましたが、柔軟に対応しないと、企業年金、私的年金としての役割を發揮できないといった状況になると思います。特に総合型基金を見ると、単連はまだ解散、代行部分の返上ができますけれども、総合型は解散、返上さえできないという大変危機的な状況にあるので、柔軟に対応すべきだと考えます。そういう観点から4点について意見を申し上げたいと思います。

最初は免除料率でございます。これは先ほどお話があったとおり、凍結解除は当然なんですが、先ほど矢崎課長からの資料の7ページの説明にあったとおり、上限が2割というのはどう考えても異常です。ましてや1000分の31を超えているところが12%あるというのはどう考えても異常です。平成6年にこれまでの1段階から7段階に変わったわけですが、7段階でもまだ足りません。やはり上下限を極力撤廃するか、もしくはもっと多段階にすべきだと考えます。それが第1点です。

2点目は、財政検証についてです。非継続基準及び継続基準があるわけですが、非継続基準による財政運営の債務はこれまで7年で償還するはずだったのが、今度10年に延ばされたと思いますけれども、10年でも現実問題としてはかなり企業にとって厳しいと思います。ましてや適格退職年金があと9年で廃止されて、7万件の適年が確定給付に移行したら継続基準及び非継続基準の財政検証を受けなければいけなくなるわけで、償還期限を、ただ7年から10年に延ばしただけでいいのだろうかと思います。やはり企業にとって、ある意味では無理なく償還できるといった期間を設定すべきではないでしょうか。

3番目は、今、給付削減に伴う手続が非常に複雑であり、企業が事実上削減できない状態にあることから考えますと、この給付削減に伴う手続の簡素化、あるいは規制緩和が求められると思っております。

最後に4番目としましては、確定拠出年金でございますが、導入して2年近く経つわけありますが、非常に使い勝手が悪い制度であることは確かです。先ほど言ったように確定給付企業年金も非常に厳しい中で、企業にとってみますと、確定拠出に移行するか、あるいはキャッシュバランスに移行するかといった極めて狭い選択しかない状況では、確定拠出年金は非常に使いにくい。

その使いにくさを解消するためには、まず途中解約を認めるべきだと考えます。ただ、無条件にということではなくなかなか問題も多いでしょうから、現状では、特別法人税が凍結されているといえ、他の金融機関に対する手数料を考えますと、途中解約できなければ、やめられないわけでありまして、途中からずっと払わなければいけません。つまり元本割れさえあり得るという非常に矛盾する仕組みになりかねないということで、条件付きの途中解約を認めるべきではないでしょうか。

2番目はそれに関連しますが、今、凍結されております特法税は直ちに廃止すべきです。もちろんその見返りとして給付時課税である公的年金等控除等との関連を十分考慮する必要があると思います。

3番目は、これも出ましたので簡単にしますが、限度額の低さにつきましても、やはり見直すべきだと考えます。

確定拠出の最後の問題点として、やはり第3号被保険者、つまり専業主婦が加入できないということが挙げられます。やはり2004年の年金改正における3号問題の解決に合わせて、専業主婦もこの確定拠出年金に加入できる道を開くべきだと思います。以上であります。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。神代委員からも発言がありますので、どうぞ。簡潔にお願いします。

○ 神代部会長代理

2点だけですが、今、基金課長からご説明のあった資料の2ページと9ページに関連する問題です。厚生年金基金の惨憺たる状況というのは、マクロ経済から来ている問題が非常に多いことは確かなのですから、最近、例えば今出ている文藝春秋に伊藤忠商事の社長の丹羽さんが論文を書いて、いろいろな提言をなさっています。時価評価制度を導入しない国は他にもたくさんあるではないかといった議論や、銀行の持ち合いの解消も急いでやることはないとといった議論が、私はとても大事な問題として底流にあると思います。特に厚生年金基金連合会として、厚生年金基金の基盤を揺るがしているような問題に対して、どの

ように政府に対して、あるいは政治家に対して意見をおっしゃっているのか、あまりよくわかりません。この審議会の場では言えないことなのかも知れないけれども、根本の問題を抜きにした議論になってしまわないかなど懸念されますので、ぜひ少し視野を広げて考えた方がいいというのが私の個人的な感想です。

もう一つは、16ページの確定拠出の望ましい給付水準のご説明の際に、課長の方から言及があったと思いますが、現在の拠出の限度額を非常に低い水準に抑えられていることについては多くの委員からご指摘がありまして、引き上げるのに反対の方もいらっしゃるようですが、私の理解では、この限度額は退職時の平均的な所得代替率を60%程度にすることが1つの根拠になって低く設定されたと聞いております。平均的な所得代替率で、確定拠出年金全体の限度額を設定するというのはものすごい乱暴な考え方で、確定拠出年金の本来の趣旨と全く反するのではないかと思います。

アメリカの401kはもともと退職一時金制度がない中で、所得給付をどうやって確保するかというところから始まっています。実際に一時金をもらっている人が今でも非常に多いです。確定拠出年金は、特に所得階層別に公的年金の所得代替率が大きく異なります。特に平均所得以上の所得代替率が非常に低いという現実に対して補完的な役割を期待されている面が多いので、そういう本来の性格を無視した形で、所得代替率を拠出の上限にするというのは、一体どういう考え方だったのか、私はその経緯をよく知らないですけれども、非常に奇異な感じを抱いておりますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

#### ○ 宮島部会長

まだ少しご意見はあると思いますが、次の議題がございますので、一たんここで企業年金についての意見は終わりにさせていただきます。ただ、先ほど小島委員から、例えば5ページのところの予定利率の据え置きの経緯について質問があったと思いますし、大変貴重なご意見と、それから質問の両方あったと思います。何か事務局で、これまでの一連の議論の中で、どうしても答えておくものがあれば、5分ぐらいでお答えいただけますでしょうか。

#### ○ 矢崎課長

1つは、小島委員から、本体の予定利子率4%と基金の予定利子率5.5%の関係についてご質問がございました。本体の方は、前回の財政再計算で、当時の金利情勢等を見て4%という長期見通しを出しています。厚生年金基金の免除保険料率を算定するときは、現在と同じ2.4~3%の免除保険料率が算定されていましたが、前回改正で免除保険料率が凍結されており、現在の免除保険料率の算定根拠の利子はそのままの5.5をベースにしている状況です。結果的に、免除保険料率が凍結されたということによって、本体の予定利率と差が生じているというふうなご理解をいただければいいのではないかということでございます。

あと神代先生から、確定拠出年金の上限の考え方、平均値についてのお話がございました。説明をはしまして申し訳なかったのですが、16ページでございます。3.6万円などの限度額設定の考え方は、簡単にしか書いてございませんが、厚生年金基金の免除保険料率は当時は月収ベースでしたので1000分の35ですが、それで拠出ベースでは代行部分を賄っているというふうに概念します。厚生年金基金の望ましい水準は代行給付の2.7倍、上積みだけですと、1を引きますから1.7倍というような考え方になります。これをベースにし

て、当時の標準報酬月額の上限は月収ベースで62万でありまして、これらの数字から算出しています。ご質問の趣旨に的確に答えていらっしゃるかどうかわかりませんけれども、拠出限度額の金額ベースに換算するときに、標準報酬の「上限」という数字を用いているということでございます。

○ 宮島部会長

それでは、ほかにもまだご意見、ご質問あると思いますけれども、今回の件は、今日の議論を踏まえて、改めてもう一度総括的な意見書をお出しください。その際は、事務局の方にも、本日のいろいろな指摘を踏まえて、少し資料をリバイズしていただくようなこともお願いするというつもりであります。

それでは時間がやや押してはおりますが、次の議題に入りたいと思います。次の議題は、公的年金に係る税制についての議論でございます。これに関しましては、これまでにもいくつかのテーマで取り上げてまいりましたので、今日は事務局から改めて総括的に説明をいただいた後、少し時間をとりまして議論したいというふうに思っております。 それから、先ほど堀さんの意見書の中に、税制に関する議論の部分がございましたので、そのとき、ご紹介していただくということにしたいと思います。それではよろしくお願いします。

○ 高橋総務課長

資料の2にございます「公的年金等に係る税制について」でございます。最初に現行の年金関係の課税の仕組みをご紹介しております。まず拠出段階においては、ご本人の拠出が社会保険料控除により課税対象から除外されております。ここには書いてございませんが、事業主の拠出は損金算入して本人の所得とはみなさないということになっております。老後まで繰り延べていくという格好になっております。

給付の段階におきましては、老齢年金は課税対象となっておりますけれども、公的年金等は、老年者控除の適用もあり、実際に課税対象になっているのは非常にわずかであるということでございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。「公的年金に係る課税の仕組み」でございますが、まず掛金段階では社会保険控除で、給付時は、年金の収入は雑所得の分類になります。公的年金等控除ができた昭和62年より前は、年金の収入はみなし給与所得ということで、給与所得としてみなされていたのですけれども、62年改正によりまして雑所得へ分類が変わっております。

その際に、給与と一緒に給与所得控除を受けていたものが分類が変わりましたので、今度は雑所得の分類になって、控除をどうするのかという議論があり、この公的年金等控除が出てきたということでございます。

その仕組みは右側に四角で囲ってございますが、定額控除、定率控除がございます。公的年金等控除を引いた後、雑所得としての年金の所得というものをはじき出して、それを他の所得と合算し、さらに人的控除、老年者控除、その他の所得控除を引くと課税所得が出てまいりますので、その課税所得に税率を掛けた税額を出すという仕組みになっています。

次のページにまいります。何が公的年金等控除の対象になっているかというものです。2番目に、対象とされる公的年金等の範囲がございまして、国民年金、厚生年金、国民年金基金、厚生年金基金、共済、その他、3階部分の制度がかなりございまして、農業者年金基金、確定給付企業年金、特定退職金共済、中退共、小規模企業共済、適格年金、確定拠出年金等が入っております。

一時金制度もございますが、一時金制度についての公的年金等控除は、一時金を年賦払いにしてもらう場合にのみこの控除がかかるということでございます。

具体的な仕組みは5ページにございます。これは控除のラインがどういうふうになっているかというものを記したものでございますが、横軸が収入、縦軸が控除額になります。これでご覧いただきますと、ラインが3つありますけれども、参考で挙げている給与所得控除のラインとほぼ同じようにずっと線が伸びていくのが、65歳未満の控除額であります。それから上の方に一本ラインがずっと伸びていきますけれども、これは65歳以上の公的年金等控除のラインであります。仕組みはその四角の左側の方に書いてありますが、まず年齢によって違う定額控除、それから定額控除後の年金収入を3ランクに分けまして、それぞれ違うレートを掛けていって控除額を決める定率控除があります。かつ最低保障もつけています。これによるラインをグラフにしているわけですが、先ほど申し上げましたように、昭和62年前はみなし給与所得の扱いを受けていたため、その経緯を若干引きずっておりまして、65歳未満の場合には、給与所得控除とほぼ同じラインをたどるような設計になっているわけであります。それから、65歳以上の方については、このみなし給与所得の時代には、65歳以上につきましては、租税特別措置法によりまして78万円の上乗せがございました老齢者年金特別控除があり、現在もその78万円が65歳以上の方については上乗せになって、ラインが上にシフトしていると、そのようにご理解をいただければいいと思います。従前の制度を引きずった格好になっているというものでございます。

1ページに戻ります。1番の「○」の2つ目でございますが、こういった仕組みになっていることから、65歳以上の年金生活者の課税最低限は、現役世代の給与所得者の場合よりもかなり高い水準になっているということでございます。資料3のご説明は省きますが、参考で申し上げますと、モデル年金は世帯単位で見ておりますけれども、税の場合には個人単位ですから、夫分、妻分は分解されますが、ご夫婦とも70以上というようなケースでは、モデル年金の場合にはご夫婦とも非課税になっています。

2番にまいりますが、昨年12月に出しました「方向性と論点」での公的年金等に係る部分の整理でございます。読み上げます。

○世代間の公平や高齢世代内の公平の視点に立って公的年金に対する課税（公的年金等控除）を見直すべきではないかという意見が多い。

○年金課税を見直した場合には、現在の年金受給者の対象として年金水準を調整するのと同様の効果が結果として生ずる。この場合、高額年金受給者や他の所得を有する者にとって、より大きな効果が生じ得る。

○また、これにより得られる財源を、世代間扶養を基本として運営されている年金制度の趣旨にかんがみ、年金制度に還元することが考えられる。

2枚目にまいりますが、「議論のポイント」ということでございます。昨年の「方向性と論点」の整理を踏まえまして、まず1つが、社会保障に係る負担が現役世代に集中しているといった観点から、この公的年金等控除をどう考えるか。これは世代間の視点ということでございます。

「○」の最初にございますが、年金の保険料は老齢等に伴う所得喪失に備えるという性格であり、医療や

介護と異なり現役世代のみが負担するものでございますけれども、今後の保険料の引上げの中で、ライフサイクルの中で特定の時期に過重な負担とならないよう、負担の平準化が必要なのではないかということでございます。

7ページをちょっとご覧いただきたいと思います。7ページ、8ページ似たような資料でございますが、7ページは社会保障審議会、親審議会の方で以前に出された資料「ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担」でございます。縦軸の真ん中の0の線が見えるかと思いますが、0より上が給付であります。0の下が負担であります。給付の方をご覧いただきますと、義務教育の給付、高校、大学、あと、それ以前の保育所・幼稚園、こういったものが子どもの時代にもあるわけであります。総じて、こういったベネフィットというのは、60才以上の世代に集中しているということであります。それに対して、負担は現役時代にかなりあるということであります。さらに負担の構造を見たものが8ページでございます。これは7ページの25歳以上について、負担のみを取り出したものでございますけれども、縦軸の0よりも上が社会保険料、税として広く負担している部分、その下は介護や医療のサービスを受けたときの自己負担を書いてあるわけであります。これによってもかなり現役のところに負担が重くなっていると、こういう格好になっているわけであります。2ページにまいりますけれども、そういった観点から見直しが要るのではないかということであります。

「○」の2つ目でございますが、課税を見直して、負担能力を有する高齢者に負担を求めるというのは、こういった負担の平準化という観点に沿うのではないか。それから、3つ目の「○」でございますけれども、「方向性と論点」の中にも書いてございますが、課税による収入を年金の財源に充当するという考え方があり得るけれども、どう考えるかということでございます。9ページでございますが、アメリカの例をちょっとご紹介いたしたいと思います。「米国における公的年金課税による税収の年金財政への移管」というふうに書いてございますが、アメリカにおきましては、1983年の社会保障法の改正による措置により、年金以外の総所得と公的年金給付、これはソーシャル・セキュリティと呼ばれている通常の年金、鉄道退職年金、労災給付が含まれておりますけれども、この半分に相当する額の合計額が一定額を超えた場合に、原則として公的年金給付の半分を対象に課税をされるというものでございます。

この半分という意味につきましては、アメリカにおきましては、拠出の段階で、事業主拠出分は損金算入でそのまま老後に繰り延べていく格好になっておりますけれども、本人分につきましては、日本のような社会保険料控除の適用がございません。したがいまして、本人拠出分につきましては、拠出段階で課税が終わっておりますので、出口の段階では課税しない。半分というのは、事業主拠出に相当する分も出口段階で課税しているということのようであります。

その課税によって増えた収入につきましては、「○」の2つ目でございますが、83年の社会保障法の規定によりまして、国庫から社会保障や鉄道退職給付それぞれの信託ファンドへの移管が行われております。予算で見込みを立てて、後で内国歳入庁が実績をきちんと計算をし、調整しているということのようであります。